

# 1 熊本県公報

第12260号 平成 25年 10月 25日(金)

(毎週 火・金発行)

# \_\_\_\_\_ 目 次

告示	
○指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・(高齢者支援課) ○平成25年度予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・(財政課)	2
○平成25年度予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(財政課)	2
〇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	
とされた生活保護法の規定による施術者の指定・・・・・・・ (社会福祉課)	9
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定・・・・・ (くらしの安全推進課)	9
○ 培 完 早 宅 介 蓮 支 垺 車 丵 孝 の 坞 完 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
○指定居宅サービス事業者の指定····································	9
○指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・(	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	9
○   厚青白の日市生伯及の任本生伯を総合的に又抜りるための伝	1.0
律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(障がい者支援課)   ○鳥獣保護区の期間更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・(自然保護課)   ○鳥獣保護区の期間更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(	10
$\bigcirc$ 鳥 歌 休 護 区 $\wp$ 期 間 史 莉 $\cdots$	10
○鳥獣保護区の期間更新・・・・・・・・・・・・・・・・( " )	11
○鳥獣保護区の期間更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃 )	11
○鳥獣保護区の期間更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃 )	11
○鳥獣保護区の期間更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	12
○鳥獣保護区特別保護地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃 )	12
○特例休猟区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( " " )	13
○鳥獣保護区特別保護地区の指定・・・・・・・・・・・・・・( " ) ○鳥獣保護区特別保護地区の指定・・・・・・・・・・・( " ) ○特例休猟区の指定・・・・・・・・・・・・・( " ) ○特例休猟区の指定・・・・・・・・・・・・・・・( " )	13
○特例休猟区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(	13
()        特	14
○特例休猟区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( """ ")	14
○特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・( 〃 )	14
○特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・( ″ )	14
	1.4
	15
○特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
〇行尼州县医用宗山区域の旧尼	15
○性宙証切責の欠り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(雷座珠)	10
○11	15
○   行正店: 注:   で   で   で   で   で   で   で   で   で	16
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・(畜産課) ○旋盤・フライス盤調達に係る一般競争入札・・・・・・・・・(管理調達課) ○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課)	16
〇旋盤・ファイス盤調達に係る一般競争人札・・・・・・・・・(管埋調達課)	16
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課)	16
<b>公</b> 告  ○道路の位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○道路の位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築課)	17
○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (監理課)	17
○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( " " )	17
○土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課)	17
○都市計画法による開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・・・ (建築課)	18
○熊本都市計画道路(上熊本細工町線)の変更(熊本市決定)・・・ (都市計画課)	18
○能本都市計画道路 (新町戸坂線) の変更 (能本市決定) ・・・・・・ ( " " )	19
○能本都市計画公園の変更(能本市決定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○本渡都市計画市場の変更(天草市決定)・・・・・・・・・・(	19
○熊本都市計画道路(五熊本細工町線)の変更(熊本市決定)・・・・・(	19
○ 都市計画法による 型の 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	19
○部市門自治による四九日初上事九1五日 ( " )	19
○第42回採石業務管理者試験の合格者の決定・・・・・・・・・・(産業支援課)	20
○ 原生 2 回保 石 素 傍 官 垤 有 試 験 の 合 俗 有 の 伏 足 ・・・・・・・・・・( 産 業 又 援 蹂 )	/ 40
	20
登 載 依 頼 ○能大児敷宛然会のAシステル田井・バ及び即連機門(巫虎の	
〇熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(平成2	
5年度導入分)の賃貸借契約の借入れに係る一般競争入札に	0.0
よる落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・(警察本部情報管理課)	23

○熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(平成25年度導入分)借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定

24 ) 24

# 告 示

# 熊本県告示第935号

一介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# (介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
照古苑ひまわりホームデイサービ	社会福祉法人白日会	平成25年10月15
ス		日
宇土市松山町字野田1988番		

# 熊本県告示第936号

平成25年度熊本県の一般会計の補正予算が平成25年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成25年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

平成25年度熊本県の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,360,693千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 739,847,474千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

•				
荥	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負 担 金		5, 091, 927	23, 509	5, 115, 436
	1 負 担 金	4,482,624	23,509	4,506,133
2 国庫支出金		113, 658, 563	2, 962, 599	116, 621, 162
		113,030,303	2, 302, 337	110,021,102
	1 国庫負担金	38,356,270	288,329	38,644,599
	2 国庫補助金	72,757,841	2,665,801	75,423,642
	3 国庫委託金	2,544,452	8,469	2,552,921
3 財産収入		1, 551, 892	269	1 552 161
3 別 住 収 八		1, 331, 092	209	1, 552, 161
	1 収 産 運 用	1,018,382	269	1,018,651
4 繰 入 金		56, 673, 274	1, 826, 853	58, 500, 127
				•
	1 基金繰入金	56,035,997	1,826,853	57,862,850
5 繰 越 金		145, 432	212, 377	357, 809
	1 繰 越 金	145,432	212,377	357,809
				25 224 502
6 諸 収 入		35, 206, 497	130, 086	35, 336, 583

款	걤	補正前の額	 補 正 額	.1.≑
示人	項	作圧削り強	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 雑 入	5,343,908	117,606	5,461,514
7 県 債		107, 426, 000	205, 000	107, 631, 000
	1 県 債	107,426,000	205,000	107,631,000
歳	合 計	734, 486, 781	5, 360, 693	739, 847, 474

歳	H	······									
	款			J	項		神	捕正前の額	補 正	額	計
								千円		千円	千円
1 総	務	費						31, 030, 858	2	.0, 543	31, 051, 401
			1	企	画	費	5	6,665,571	111	4,988	6,680,559
			2	統言	十調	查 費	,	462,478		5,555	468,033
2 民	生	費						89, 827, 431	37	8, 362	90, 205, 793
			1	社会	≷ 福	祉 費	5	61,911,136	6	60,337	61,971,473
			2			祉費		23,388,418		8,025	23,706,443
			<u>L</u>	光 与	■ 1田	仙. 冥					
3 衛	牛.	費						56, 941, 427	2,75	1, 945	59, 693, 372
			1	公务	と 衛	生費	3	37,609,309	1,81	9,122	39,428,431
			2	環境	竟衛_	生費	}	16,325,935	91	4,869	17,240,804
			3	医	薬	貨	į.	1,289,419	1	7,954	1,307,373
4 労	働	費						4, 587, 084	55	9, 230	5, 146, 314
				th. V	M 4.1	Arter with					
			1	<del>火</del> à	良灯	策 費		2,664,449	55	9,230	3,223,679
5 農水	産業	林費						65, 580, 534	76	8, 523	66, 349, 057
			1	農	業	摜		20,561,807	21	0,351	20,772,158

+1.			LB dot	-1
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜 産 業 費	2,843,458	81,239	2,924,697
	3 農 地 費	17,330,271	318,250	17,648,521
		0,000,000	150,000	0 501 040
	4 水産業費	6,362,966	158,683	6,521,649
6 商 工 費		31, 335, 233	6, 153	31, 341, 386
	1 工鉱業費	5,354,470	2,580	5,357,050
	2 観 光 費	562,149	3,573	565,722
7 1 + #		02 154 500	5 <i>46</i> 500	02 701 100
7 土 木 費		82, 154, 508	546, 592	82, 701, 100
	1 道 路	35,249,768	532,548	35,782,316
		·		·
	2 河川海岸費	26,822,556	14,044	26,836,600
8 教 育 費		166, 862, 451	3, 597	166, 866, 048
	a - ₩L →는 상/\ ₹₩ 급보	07 014 740	0. 470	07 047 040
	1 教育総務費	27,214,740	2,470	27,217,210
	2 社会教育費	2,298,309	1,127	2,299,436
	- 124 400 127 13 253	=, <b>=</b> 00,000	1,121	_,,
9 災害復旧費		6, 296, 188	325, 748	6, 621, 936
	農林水産業			
	1 農林水産業 災害復旧費	3,557,189	32,160	3,589,349
	2 土 木 災 害 復 旧 費			
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,663,271	293,588	2,956,859

歳	出	合	計	734, 486, 781	5,	, 360	, 693	739, 847, 474
				千円			千円	千円
款			項	補正前の額	補	Æ	額	計

# 第2表 債務負担行為補正

変 更

事	項	補	E	前	補	Î E	後	
<b></b>	<b>-</b>	期	間	限度額	期	間	限度	額
1 緊急原	雇用創出基金事業	平成26	年度	千円 235, 939	1	6年度	673,	手円 , 195
2 事務村	<b>後器等賃借</b>	平成26年 ~平成3:		1, 798, 972	平成26 ~平成		1, 854	, 393
		年次別內 平成26		391, 804	年次別 平成:	内訳 26年度	402	, 746
		平成27		369, 874		27年度		, 918
		平成28		372, 719 372, 707		28年度 29年度		, 864 , 852
		平成30	)年度	258, 874	平成:	30年度	270	, 019
		平成31		26, 497		31年度		, 497
		平成32	2牛度	6, 497	平成:	32年度	6.	, 497

	†	甫 正	補 正 後					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りよう 国庫補助事業費	千円 5, 198, 000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以内	据置期間を 含め30年以内	手円 5,304,000			
国庫 化二甲基苯基 电电子 医甲状腺 医甲状腺 医甲状腺 医甲状腺 医甲状腺 医甲状腺 医甲状腺 医甲状腺	366,000	方融そ( はの体行( の一をに借と 額回そを必加限こ務共構他入書券方の含の事合又年り入で行金と発めなし額が各団、 体会 法入行共同) のよ全以げるる格をは差た額額すさい金社、又他団発	以(利し借るつ利直っお当し率)内し、直でれに、見行には直利のし、直でれに、見行には直利	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又	465,000	(補 正		

#### 熊本県告示第937号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### (施術者〔柔道整復師〕)

(%L H)   ( ) ( ) ( ) L		ı	
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
原 圭希	いずみだ整骨院	人吉市南泉田町18番 地1 いずみだ23ビ ル102	平成25年8月14日

# 熊本県告示第938号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により 少年に有害な興行として平成25年10月15日次のように指定したので、同条第2項の 規定により公示する。

平成25年10月25日

## 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種別	題名	指 定 理 由
有害指定映画	鍵穴 和服妻飼育覗き (新東宝) やりたがる未亡人 隠れ床 (新東宝) 絶頂くらべ 人妻の味 (新東宝) 痴漢電車 夢指の熱い調べ (オーピー) 喪服不倫妻 こすれあう局部 (新東宝) エッチな体温 白衣みだれ抜き (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

# 熊本県告示第939号

一介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	パケ イ・ハ・ハー ナ	1m HJ IJI JC
事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所さくら	株式会社さくら	平成25年11月1日
八代市千丁町太牟田1300番地		
5		

# 熊本県告示第940号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# (訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護リハステーションRIC	株式会社リハビリテーシ	平成25年12月1日
HE	ョンコムラッド	
天草市有明町上津浦1938-1		

#### 熊本県告示第941号

が介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年10月25日

(介護予防訪問看護)

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護リハステーションRIC	株式会社リハビリテーシ	平成25年12月1日
HE	ョンコムラッド	
天草市有明町上津浦1938-1		

# 熊本県告示第942号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年10月25日

		熊本県知事 蒲 島	郁 夫
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
	務所の所在地及び代表者		
	の氏名		
夢の架けはし	ブライトスタア合同会社	就労継続支援A型	平成25年1
上天草市松島町合津79	上天草市松島町合津79	就労継続支援B型	0月15日
0 9 番地 2	0 9 番地 2		
	松本修		

# 熊本県告示第943号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項 ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み 替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 三加和鳥獣保護区
- 2 区域 玉名郡和水町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 820ヘクタール
- 4 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、和水町、熊本県鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

活動等による適切な指導を行う。 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

#### 熊本県告示第944号

高獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項 ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み 替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 鞍岳鳥獣保護区
- 2 区域 菊池市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 332ヘクタール
- 4 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市、熊本県鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による、適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

# 熊本県告示第945号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項 ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み 替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 黒岩鳥獣保護区

2 区域 上益城郡山都町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)に おいて区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本 部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 484ヘクタール

4 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山都町、熊本県鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

#### 熊本県告示第946号

高獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項 ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み 替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 人吉・紅鳥鳥獣保護区

- 2 区域 人吉市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 641ヘクタール
- 4 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市、熊本県鳥獣保護センター等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

#### 熊本県告示第947号

高獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項 ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み 替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 本渡映柑湖鳥獣保護区
- 2 区域 天草市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 42ヘクタール

- 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで 鳥獣保護区の保護に関する指針
- 5 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市、熊本県鳥獣保護センター等関係機関

と連携を図り、保護活動に取り組む。 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視 活動等による適切な指導を行う

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策について は、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があっ た場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

# 熊本県告示第948号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項 ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み 替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 牛深鳥獣保護区 1
- 2 区域 天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。
- 3
- 面積 1,690ヘクタール 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで 4
- 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めると ともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市、熊本県鳥獣保護センター等関係機関 と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視 活動等による適切な指導を行う。 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策について

は、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

#### 熊本県告示第949号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項 の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において読み替えて 準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区
- 菊池市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 2 区域 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 90ヘクタール 3
- 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで 存続期間
- 特別保護地区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市、熊本県鳥獣保護センター等関係機関 と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡 視活動等による適切な指導を行う

なお、特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策につい ては、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

#### 熊本県告示第950号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項 の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において読み替えて 準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区
- 区域 人吉市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 2 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 11ヘクタール 3
- 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 特別保護地区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めると ともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市、熊本県鳥獣保護センター等関係機関 と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかに なるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡 視活動等による適切な指導を行う

特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策につい ては、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

# 熊本県告示第951号

編製の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を特定鳥獣(イノシシに限る。)の捕獲等をすることができる区域に指定したので、同法第34条第3項(同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規 定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 郁 島 夫

- 倉岳休猟区 名称
- 区域 上天草市及び天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図) 2 において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域 本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。) 1,550ヘクタール
- 3
- 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで 存続期間 4

# 熊本県告示第952号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項 の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、 当該休猟区の全 部を特定鳥獣(イノシシに限る。)の捕獲等をすることができる区域に指定したので、同法第34条第3項(同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規 定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 田原休猟区
- 区域 熊本市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 2 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 1,070ヘクタール 3
- 存続期間 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

# 熊本県告示第953号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項 の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を特定鳥獣(イノシシ及びニホンジカに限る。)の捕獲等をすることができる区域に指定したので、同法第34条第3項(同法第14条第4項において読み替えて準用する場合 を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 的石端辺休猟区
- 区域 阿蘇市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 2 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3
- 1,300ヘクタール 間 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで 存続期間 4

#### 熊本県告示第954号

高獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を特定鳥獣(イノシシ及びニホンジカに限る。)の捕獲等をすることができる区域に指定したので、同法第34条第3項(同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の担党によりなのように共 を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 石坂川休猟区
- 2 区域 水俣市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 1,320ヘクタール 3
- 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

#### 熊本県告示第955号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項 の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を特定鳥獣(イノシシ及びニホンジカに限る。)の捕獲等をすることができる区域に指 定したので、同法第34条第3項(同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 山口休猟区
- 球磨郡相良村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)にお いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部 地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 1,330ヘクタール 3
- 平成25年11月1日から平成28年10月31日まで

#### 熊本県告示第956号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項 の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて 準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 郁 夫

- 小川特定猟具(銃器)使用禁止区域 名称
- 宇城市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 2 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 52ヘクタール 3
- 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで 4
- 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 熊本県告示第957号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項 の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて 準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 横島特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 玉名市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 324ヘクタール
- 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 熊本県告示第958号

高獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。 平成25年10月25日

熊本県知事 島 郁 夫

- 大峰特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 阿蘇郡西原村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)にお 2 区域 いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部 地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3
- 面積 173ヘクタール 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで 4
- 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

# 熊本県告示第959号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 名称 八代干拓特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 区域 八代市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 2 域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振 興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3
- 面積 1,224ヘクタール 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで 4
- 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 熊本県告示第960号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項 の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて 準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 田浦海岸特定猟具(銃器)使用禁止区域 葦北郡芦北町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部 2 区域 地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 431ヘクタール 3
- 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで 4
- 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 熊本県告示第961号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を交付 したので、同法第8条第2項の規定により公示する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	名 号	品 種	検査	飼養者	検査場所
				成績		
平成 25 年	11393061166	玉波重二	褐毛和種	1級	熊本県	合志市
10月10日					(農業研	
(木)					究センタ	
					<u>-)</u>	

# 熊本県告示第962号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援 事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護相談センター まごの手便	合同会社アイオライト	平成25年10月16
合志市須屋1928番地1		日

#### 熊本県告示第963号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
照古苑ひまわりホームデイサービ	社会福祉法人白日会	平成25年10月15
ス		日
宇土市松山町字野田1988番		

#### 熊本県告示第964号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のと おり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

病	名	区分	発	生	年	月	日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ㅋ -	- ネ病	患畜	平成	2 5	年 1	0 月	16日	菊池郡大津町	1 戸 1 頭	乳用牛

## 熊本県告示第965号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第3 7 2 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参 加する者に必要な資格等について告示する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

競争入札に付する事項 (物品調達) 1

2 組

フライス盤

入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。 入札参加資格を得るための申請方法等

- - (1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め る競争入札参加資格審査申請書(本競争入札に参加するための申請である旨を明示す ること。)に必要書類を添付し、(2)の提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。) により提出すること。

なお、申請書の様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請

- 書ダウンロード」のページで確認することができる。 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先 熊本県出納局管理調達課管理班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 096 333 2581電話番号 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成25年11月8日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30 分から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が間に合わないことがある。 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- 入札参加資格の有効期間
  - 入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成27年 3月31日までとする。
- 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者の入札参加資格審査申請の受付については、平成 27年1月4日から平成27年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

# 熊本県告示第966号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路 保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
一般県道	旭志鹿本	菊池市出田字東屋敷		9.0		防安交
	線	2680番地先から	前	$\sim$	56.0	
		同所		3.6		
		2854番地先まで		9.6		
			後	$\sim$	56.0	
				5.5		

区域を変更する期日 平成25年10月25日

#### 告 公

# 熊本県公告第581号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 山鹿市中央通803番地 築造者の氏名 株式会社日本バリエ 1
- 築造者の氏名 株式会社日本バリエ 2
- 道路の位置 菊池市隈府字古町551番1 3
- 6.01メートル 道路の幅員 4
- 道路の延長 33.31メートル 5
- 平成25年10月10日 6 指定年月日
- 指定番号 熊本県指令菊池景建第113号

### 熊本県公告第582号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(法務局保管の公図	平成25年10月7日から	八代市塩屋町、新地町、
と現況のずれが著しい地域に	平成26年3月31日まで	八幡町並びに三楽町1号
おける不動産登記法第14条		及び2号
第1項地図作成作業)		

# 熊本県公告第583号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の 規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第3 9条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(3級基準点測量)	平成25年10月15日から	菊陽町全域
	平成26年2月21日まで	

## 熊本県公告第584号

熊本市に事務所を置く三本松土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出 があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により 公告する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住所
退任		
理事	田中 政憲	熊本市南区荒尾1丁目4番5号
理事	藤村 久義	熊本市南区合志2丁目15番17号
理事	西田 邦雄	熊本市南区荒尾1丁目9番32号
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	冨永 誠也	熊本市南区鳶町2丁目9番26号
理事	前崎 正敏	熊本市南区島町5丁目4番35号
理事	岩尾 隆雅	熊本市南区野口2丁目2番32号
理事	保田 良信	熊本市南区白藤1丁目32番10号
理事	西 嗣範	熊本市南区刈草2丁目2番1号
理事	上田 民雄	熊本市南区八分字町554番地
理事	高木 宏泰	熊本市南区土河原町145番地2
理事	野口 重信	熊本市南区南高江2丁目4番10号
理事	高村 正勝	熊本市南区護藤町1368番地
理事	村田 直行	熊本市南区護藤町2309番地
監事	米村 文博	熊本市南区白藤1丁目32番28号
監事 監事	西村 一昭	熊本市南区合志2丁目16番35号
監事	米田 浩昭	熊本市南区荒尾1丁目9番75号
監事	中川 雄司	熊本市南区荒尾1丁目9番6号
就任		
理事	田中 政憲	熊本市南区荒尾1丁目4番5号
理事	藤村 久義	熊本市南区合志2丁目15番17号
理事	西田 邦雄	熊本市南区荒尾1丁目9番32号
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	富永 誠也	熊本市南区鳶町2丁目9番26号
理事	前崎 正敏	熊本市南区島町5丁目4番35号
理事	岩尾 隆雅	熊本市南区野口2丁目2番32号
理事	保田 良信	熊本市南区白藤1丁目32番10号
理事	西嗣範	熊本市南区刈草 2 丁目 2 番 1 号
理事	上田 民雄	熊本市南区八分字町554番地
理事	高木 宏泰	熊本市南区土河原町145番地2
理事	野口 重信	熊本市南区南高江2丁目4番10号
理事	高村 正勝	熊本市南区護藤町1368番地
理事	村田 直行	熊本市南区護藤町2309番地
監事	米村 文博	熊本市南区白藤1丁目32番28号
監事	西村 一昭	熊本市南区合志2丁目16番35号
監事	米田 浩昭	熊本市南区荒尾1丁目9番75号
監事	中川 雄司	熊本市南区荒尾1丁目9番6号

# 熊本県公告第585号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷1470番、同1471番1及び同1471番2 990.09平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市東区健軍四丁目5番7号 株式会社 マスダ不動産開発

# 熊本県公告第586号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法

第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路(上熊本細工町線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第587号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路(新町戸坂線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第588号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県公告第589号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により天草市から本渡都市計画市場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

# 熊本県公告第590号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市御代志字向野1656番248
- 2 1 5 . 9 0 平方メートル 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
- 2 開発計可を受けた者の任所及び氏名(名称) 合志市須屋2590番地1サンフラワーA棟102号 坂井 伸司

# 熊本県公告第591号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市栄字南沖3792番99 559.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 山鹿市鹿本町来民1261番地1 角田 孝信

#### 熊本県公告第592号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 - 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市須屋字東原2848番1、同2856番1及び同2856番3

. 692. 48平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 合志市須屋2022番地2 有限会社 辻不動産

#### 熊本県公告第593号

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により実施した第4 2回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

2, 4, 6, 14, 17, 18, 19, 21, 22, 23, 27, 30, 34, 35, 40,41,44

# 熊本県公告第594号

- 般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量 旋盤 2 組 グライス盤
  - 調達物品の仕様等 発注仕様書による
  - 納入期限
  - 平成26年3月28日 納入場所 (4)
    - 熊本県立技術短期大学校 菊池郡菊陽町原水4455-1
  - 入札金額

入札金額は、本調達物品の購入に係る費用の総額とすること(搬入費、据付調整費 動作確認費等納入に要する一切の費用を含む。)。落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにか かわらず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札す ること

最低制限価格の設定

本競争入札には、最低制限価格を設けない。

入札方式

本競争入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入 札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、 公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムに よる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認 を受けたものに限り、紙入札により入札することができる。 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備している者 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

その他 (8)

本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加 資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

- 入札参加者に必要な資格に関する事項
  - 次の(1)から(5)までに掲げる条件を全て満たす者であること。
  - 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平 成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ア 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成25年11月8日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前8時3 0分から午後5時まで

競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862 - 8570熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式

熊

- 態本県ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- 提出の方法

競争入札参加資格審査申請書に必要書類及び本公告の写しを添付のうえイの提出 先に持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに 必着とする。

- 納入しようとする物品の仕様を示す書類と仕様適合書を熊本県立技術短期大学校に その審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(旋盤・フライス盤 提出し、 入札関係様式(以下「入札関係様式」という。)に定める仕様適合証明願(書) る。)を受けた者であること。なお、熊本県立技術短期大学校の審査を受ける期間は、 公告の日から平成25年11月21日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の申請書等の提出期間の末日に間に合わないことがあ る。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申 立てを行った者又は申立てをされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生 計画認可の決定を受けていること。
- 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申 立てを行った者又は申立てをされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生 計画認可の決定を受けていること。 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊
- 本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 競争入札参加資格の確認申請
  - (1)提出書類

本競争入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに掲げる条件の全てを満たしているかの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

競争入札参加資格確認申請書

イ 2(2)の仕様適合証明願(書)

申請書等の提出方法

電子入札システムによる入札参加の場合

(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより1つのファイルに集約のうえ 提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超 える場合又は(1)イに掲げる書類を電子データ化できない場合は、(1)アに掲げる書類 に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イ に掲げる書類を(3)の提出期間内に4(1)の場所に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。 紙入札方式による入札参加の場合 (1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内に4(1)の場所に持参又は郵送(書

留郵便に限る。) により提出すること。

- 提出期間 (3)
  - 公告の日から平成25年11月28日(木)午後5時まで(閉庁日を除く。)
- 競争入札参加資格の確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出 があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

- 競争入札参加資格の確認に当たっての留意点
  - ③の提出期間内に申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格の確認の結果 2 (2) から(5)までに掲げる条件のいずれかを満たしていないと認められた者は、本競争入札 に参加することができない。
- 入札執行の日時、場所等
  - 契約条項を示す場所 (1)

熊本県出納局管理調達課調達班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

仕様書及び入札説明書の閲覧(交付)方法

閲覧(交付)の場所

電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告情報 て閲覧に供し、又は(1)の場所で交付する。

閲覧(交付)の期間

公告の日から平成25年12月5日(木)まで閲覧に供する。交付については、 当該期間(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

入札の日時及び場所

電子入札システムによる入札の場合

競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から平成25年12月4日(水) 午後5時までに入札すること。

紙入札方式による入札の場合

平成25年12月5日(木)午前10時 (ア) 日時

(1) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 場所

熊本県出納局管理調達課(県庁行政棟本館2階)

(4)開札の日時及び場所 4(3)イに同じ。

- 入札方法等
  - 入札方法ア (1)

電子入札システムによる入札の場合

4(3)アに規定する期間に電子入札システムにより内訳書を添付したうえで入札を

紙入札方式による入札の場合

入札関係様式に定める入札書(代理人が入札するときは、入札関係様式に定める入札書及び委任状)にくじ番号を記載し、内訳書を添付したうえで4(3)イ(ア)の日時に4(3)イ(イ)の場所に持参すること。ただし、郵送により提出するときは、平成25年12月4日(水)までに4(1)の場所に必着するよう書留郵便で送付すること。当該送付においては、対策は人工重力により、表封筒に「入札書在中」とで、対策は、工工力により、表封筒に「入札書在中」とで 「親展」と、中封筒の表に「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の 中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」、 「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、内訳書を添付したうえで再入札書を 同封すること。

開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人(入札に参加した者又はその代 理人が立ち会わない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)の立会いの もとに行うものとする。

入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、落札者が決定しない場合は、再入 札を行う。

再入札の時刻

再入札の時刻は、原則として1回目の開札の時刻の1時間後とするので、電子入札システムにより入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される再入札通知書を必ず確認し、再入札の受付締切日時までに再入札を行うこと。この場合において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者又は書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

落札者の決定方法

有効な入札を行った者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

入札の無効

次のアからスまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引き換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札 イ
- ウ
- 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札 工
- 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 才 力 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、 又は2人以上の代理をした者の入札
- 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札 丰
- 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約の権限のない者のI Cカードを使用して提出された入札
- 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入 札執行者が認めた入札
- 明らかに連合によると認められる入札
- 有効な内訳書が添付されていない入札
- その他入札に関する条件に違反した入札
- 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、 入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

調達に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約 等) 運用基準の規定を準用する。

- (9)入札保証金
- 免除する。 契約の締結
- - 契約書作成の要否 (1)
  - (2)契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則(昭 和60年熊本県規則第11号)第77条第1項の規定により契約金額の100分の1 0以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

その他

- (1) 入札、 契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け (2)る。
- Summary
  - (1)Nature and quantity of the products to be purchased Lathe ,2set

Milling machine, 2set

Delivery period March 28th, 2014.

Delivery place

Kumamoto Prefectural College of Technology

4455-1, Haramizu, Kikuyou-machi, Kikuchi-Gun, Kumamoto Pref. 869-1102, Japan.

Date and Place for tender

Date: December 5th, 2013, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Receipts and expenditure Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

Time-limit for tender by mail (Registered only)

Tender should not be arrived later than December 4th, 2013

Contact point for the notice

Management and Procurement Division Receipts and expenditure Bureau. Kumamoto Pref. Gov.

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan.

Phone: 096-333-2580

Others:

Language: Japanese

Current money: Japanese yen

#### 登載依頼

#### 熊情管公告第1193号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第1 1条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月25日

熊本県警察本部長 西 郷 正 実

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
  - 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県警察本部情報管理課

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

- 落札者を決定した日
  - 平成25年9月12日
- 落札者の名称及び所在地

NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所

熊本市中央区水道町8番6号

- 落札金額 (月額) 5
  - 2,100,00円(うち消費税額及び地方消費税の額100,00円) 契約の相手方を決定した手続
- 6
  - 一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日 7

平成25年8月2日

# 熊情管公告第1194号

端 特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び 熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第1 1条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月25日

熊本県警察本部長 西 郷 正 実

- 落札に係る特定役務の名称及び数量 1
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県警察本部情報管理課 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 落札者を決定した日 3 平成25年9月18日
- 落札者の名称及び所在地 株式会社JECC営業本部 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額 (月額) 5
  - 2,915,850円(うち消費税額及び地方消費税の額138,850円) 契約の相手方を決定した手続
- 6 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成25年8月9日